

特定信用事業電子決済等代行業に関する報告書

（ 年 月 日から  
年 月 日まで ）

年 月 日

主たる営業所又は

事務所の所在地

名 称

氏 名

印

（記載上の注意）

- 1 この様式中に記載する事項は、同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨を明記した場合には、記載を省略することができる。
- 2 記載事項に関して留意事項がある場合には、適宜の方法により、いずれの記載事項についての留意事項であるかを明示した上で記載すること。

1 登録年月日及び登録番号

（記載上の注意）

水産業協同組合法（以下「法」という。）第121条の5の8第6項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者である場合にあっては、同条第2項の規定による届出をした年月日並びに銀行法第52条の61の4第1項第2号に規定する登録年月日及び登録番号を記載すること。

2 特定信用事業電子決済等代行業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における特定信用事業電子決済等代行業の経過及び成果を記載すること。

3 特定信用事業電子決済等代行業に係る契約の締結の状況

(1) 組合又は連合会との間の契約の締結の状況

契約締結組合又は連合会名	契約年月日	特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容

（記載上の注意）

- 1 本表は、組合又は連合会との間で法第121条の5の3第1項の契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「契約締結組合又は連合会名」欄は、当期末における契約締結組合又は連合会（法第121条の5の3第1項の規定による契約の締結の相手方である組合又は連合会をいう。3において同じ。）の名称を記載すること。

- 3 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、契約締結組合又は連合会との間の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達（法第121条の5の2第2項第1号に掲げる行為（第50条の31の18に規定する行為を除く。）をいう。以下同じ。なお、法第121条の5の2第2項第1号の指図の内容のみの伝達を含むことに留意すること。）のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供（同項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。）のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

(2) 農林中央金庫との間の契約の締結の状況

同意組合又は連合会名	契約年月日	特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、農林中央金庫との間で、農林中央金庫法第95条の5の5第1項の規定により特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「同意組合又は連合会名」欄は、法第121条の5の5に規定する同意をしている組合又は連合会の当期末における名称を記載すること。
- 3 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、1の契約に従って営む特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

4 委託先

委託先名	所在地	委託契約年月日	特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 本表は、委託先（第50条の31の27第1項第3号に規定する委託先をいう。以下同じ。）があるときに限り記載すること。
- 2 「委託先名」欄は、委託先の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 「所在地」欄は、委託先の主たる営業所又は事務所の所在地を記載すること。
- 4 「特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容」欄は、委託する特定信用事業電子決済等代行業の業務が、決済指図の伝達のみである場合には「決済指図の伝達」と、口座情報の取得・提供のみである場合には「口座情報の取得・提供」と、決済

指図の伝達及び口座情報の取得・提供の双方を行う場合には「双方」と記載すること。

5 特定信用事業電子決済等代行業再委託者数

者
---

(記載上の注意)

当期末において、特定信用事業電子決済等代行業者として第 50 条の 31 の 20 第 2 項各号の委託を受けている特定信用事業電子決済等代行業再委託者があるときは、そのうち自身が直接取引を行う者の合計者数を記載すること。

6 使用人の状況

	使用人
総数	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における特定信用事業電子決済等代行業の業務に従事する使用人について記載すること。
- 2 臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

7 営業所又は事務所の状況

名称	所在地

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における特定信用事業電子決済等代行業を営む営業所又は事務所について記載すること。
- 2 適宜、地区別に区分して記載すること。

8 特定信用事業電子決済等代行業の実施状況 (単位：件、者)

決済指図の伝達		口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数
契約件数又は利用者数	決済指図の伝達の件数 〔為替取引に至らなかった件数を含むか否か〕	
	[ ]	

(記載上の注意)

- 1 「決済指図の伝達」欄のうち、「契約件数又は利用者数」欄については、当期末における貯金者（法第 121 条の 5 の 2 第 2 項第 1 号に規定する貯金者をいう。以下同じ。）若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者（特定信用事業電子決済等代行業再委託者のうち自身が直接取引を行う者のみをいい、当該特定信用事業電子決済等代行業再委託者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をする特定信用事業電子決済等代行業再委託者や特定信用事業電子決済等代行業再委託者の利用者で

ある貯金者は含まないことに留意する。以下同じ。) との間の決済指図の伝達に係る基本契約(継続中のものに限る。ただし、個別契約のみが締結される場合には個別契約。以下同じ。)の件数又は自身が提供する決済指図の伝達に係るサービスを直接利用する貯金者若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。

- 2 「決済指図の伝達」欄のうち、「決済指図の伝達の件数」欄については、当期中に行った決済指図の伝達の件数を記載すること。この際、適宜自身が把握可能な件数をもって代替することも可能であり、例えば、決済指図の伝達が法第121条の5の2第2項第1号の指図の内容のみの伝達である場合に、特定信用事業電子決済等代行業者又は特定信用事業電子決済等代行業再委託者が当該内容のみの伝達を行うための画像を、貯金者が確認することができる映像面に表示させた件数や、最終的に為替取引に至った件数等を記載することでも差し支えない。ただし、この場合には、どのような件数を記載したかを留意事項として記載すること。

また、〔 〕内には、当該決済指図の伝達の件数に為替取引に至らなかった件数を含まるか否か(含む場合は「含」、含まない場合は「否」)を記載すること。

- 3 「口座情報の取得・提供の契約件数又は利用者数」欄については、当期末における貯金者等(法第121条の5の2第2項第2号に規定する貯金者等をいう。以下同じ。)若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者との間の口座情報の取得・提供に係る基本契約の件数又は自身が提供する口座情報の取得・提供に係るサービスを直接利用する貯金者等若しくは特定信用事業電子決済等代行業再委託者の数を記載すること。